

報告第 6 号

専決処分の報告について（丸亀市立学校における共同学校事務室の室長・副室長の任命）

丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 2 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同規則第 3 条第 2 号の規定により、これを報告する。

令和 6 年 4 月 22 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

専 決 処 分 書

丸亀市立学校における共同学校事務室の室長・副室長の任命について、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月1日

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

1 被任命者

共同学校 事務室名	室長		副室長		
	職 氏名	学校名	グループ名	職 氏名	学校名
第1共同 学校事務室	事務主任 深藪 照代	東中学校	東	主任 島根 安伊子	城東小学校
			西	主任 今田 浩実	城西小学校
第2共同 学校事務室	事務主任 川崎由加理 (統括室長)	飯山南小学校	南	主任 雨嶋 順子	郡家小学校
			飯綾	主任 藤田 栄子	飯山北小学校

2 任命期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 任命理由

令和6年度から丸亀市立学校における共同学校事務室が設置されることに伴い、丸亀市立学校における共同学校事務室の設置等に関する規則第4条第2項の規定により、室長・副室長を任命する。